

(企業年金の受給権を守る会) 御中

2013年6月30日 日本共産党  
担当：政策委員会  
03-3403-6111 (代表)

## 企業年金に関する公開質問状への回答

### 質問1. 「厚生年金保険法等の一部改正案」について

安倍政権が提出し、自民・公明・民主・みんな・維新・生活・社民の賛成で可決された厚生年金保険法等改定は、いわゆる代行割れ問題の解決のため、9割の厚生年金基金の解散と、他の企業年金への移行を促進するものです。厚生年金基金の代行割れ問題は、バブル崩壊以降の予定利率と運用実績の逆転が主な原因であり、抜本的な対策をとらないまま、ここまで問題を深刻化させてきた政府の責任は重大です。

厚生年金基金の解散によって年金の3階建て部分が廃止されたり、確定拠出年金や確定給付年金に移行できた場合もほとんどが減額となる可能性が高くなっています。

日本共産党は、企業年金連合会の支払保証機能を強化するなど、確実に受給権を保護する措置を要求して法案に反対しました。

### 質問2. 企業年金の受給権について

ご指摘のとおり、企業年金は、現役時代の労働にもとづく賃金の“後払い”という性格をもつものです。受給権は退職時に確定しており、決定した条件の一方的変更や受給者の同意のない減額は権利侵害であると考えます。受給者は、現役加入者のように、雇用の確保や給与の改善などで減額分の利益を回復することができません。受給権に関わる問題を、安易な行政的手法で処理し、削減要件を緩和することは問題であると考えます。

### 質問3. 企業年金の減額要件緩和について

(1) 受給者に受給権を保証し、使用者の“経営上の都合”による安易な減額を許さないというのが、企業年金の本来の原則です。減額を認める「例外」の対象を広げ、黒字企業にも適合することは、法の主旨にてらし不適切であると考えます。

(2) 企業年金の受給額を、3分の2の賛成で強制的に減額できる仕組みには問題があると考えています。

### 質問4. 厚生労働省の「企業年金の持続可能性を高めるための施策」について

(1) ご指摘のとおり、厚生労働省は、昨年発表した「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」で企業年金のキャッシュバランスプランで用いられる「基準

利率」「年金現価率」の指標を緩和し、企業の追加負担を減らすとともに、「運用実績」に応じて年金額を低く抑えていく改変案を示しました。また、企業単位で運用方針や運用商品を決めさせる「集団運用型の確定拠出年金」を創設し、“掛け金の負担は固定、給付は運用次第”という手法を企業年金全体に拡大するとともに、「投資教育」に対する事業主の責任を免除することも改変案の一つにあげています、これらは、企業年金に対する企業の負担を軽減し、年金の給付額を“労働者任せ”“運用任せ”にして、受給権を危険にさらす改悪にはなりません。

日本共産党は、政府がこの間、推進してきた、企業年金における使用者側の負担を軽減する一方、年金給付を労働者の“自己責任”や市場での“運用任せ”にする制度改変に一貫して反対してきました。上記のような改悪にも当然、反対するものです。

(2) 厚労省「試案」が打ち出した、「キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化」や「集団運用型の確定拠出年金の創設」については、社会保障審議会の専門委員会でも、「加入者や受給者のリスクが高まることになり反対」「慎重な対応を要する」「創設に反対」などの意見が「多数」を占めています（『厚生年金基金制度の見直しについて（試案）』に関する意見、2013年2月8日）。それに反しての制度改変は、自ら設置した審議機関をもないがしろにするものであり、問題があります。

#### 質問5. 支払保障制度の法制化について

質問1への回答でも述べたとおり、日本共産党は今般の法改定においても、現行の企業年金連合会の支払保証機能を強化・拡充し、受給権保護の措置をとることを提案しました。母体企業の経営難や倒産、基金の解散や企業年金の終了などのもとでも、受給者・加入者の受給権を保障していくため、支払保証制度の法制化をいそぐべきと考えます。